平成２４年（フ）第６９６号
千葉県船橋市二和西６丁目20番19号バロンズコート302号
債務者　島津　　希
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０６号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区11棟302号
債務者　及川　晴喜
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1672番地１レオパレスアドバンストライフ104号
債務者　山本　隆一
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１６号
千葉県市川市大和田３丁目５番12―101号ソレイユ市川
債務者　小柳　正一
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２１号
千葉県市川市本北方３丁目１番３号
債務者　松永憲太郎
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２５号
千葉県船橋市本町７丁目21番３―502号
債務者　渡邊　満理
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３４号
千葉市中央区松ケ丘町573番地
債務者　小森　　卓
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３７号
千葉県市川市曽谷５丁目20番13号
債務者　佐川　武陽
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２号
京都府宮津市字喜多1476番地
債務者　柏木　宮子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２９５号
兵庫県西宮市瓦林町23番27号　田野コーポ103号
債務者　濵脇　裕介
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７５号
兵庫県芦屋市平田町２番７―408号、前住所兵庫県芦屋市山手町24番２―302号
債務者　岩本こと梢こと　趙　　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０４号
広島県東広島市西大沢１丁目29番１号
債務者　山﨑有実子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２３号
広島市東区山根町21番40―301号
債務者　岩井あゆみ（旧姓樋上）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７８号
宮城県名取市増田５丁目12番11―５号
債務者　高橋　純一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
茨城県桜川市真壁町原方1163番地２
債務者　岩渕　和男
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４８号
茨城県筑西市藤ケ谷1615番地７　雇用促進住宅２―201
債務者　上野　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５３号
茨城県筑西市下中山1254番地
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部